

掲 載 日

採用後、本票に記載の条件と異なる業務をさせることを禁じます。なお、本票と異なる内容で勤務させることが確認された場合、学生支援課は当該企業・個人に関わる求人票の掲示は今後一切いたしません。

掲示物取り外し、持ち出し厳禁。(取り外して行った学生へは当該求人票への応募を受け付けません)。

表面に記入した事項以外で、紹介状を発行する学生のみに伝達したい依頼主側の事情がおありの場合は、その事情をこちらにご記入ください。

(求人学生に関する条件については全て表面「応募条件」欄にご記入ください)

- ・ 子供（依頼主）が喘息もちです。

【ここには記入しない】